

議案第17号

玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年3月1日提出

加西市長 中川暢三

玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成 12 年加西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条第 2 項中「、第 3 条及び第 5 条から第 7 条中」を「、第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条及び前条中」に改め、同条を第 11 条とし、第 7 条を第 10 条とし、第 6 条を第 9 条とし、第 5 条の次に次の 3 条を加える。

（使用料）

第 6 条 玉丘史跡公園の使用料は別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用の許可を受けたときに納付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第 7 条 市長は、公共の用若しくは公益を目的とするもの又は特別の理由があると認めるものについては、使用料の減免をすることができる。

（使用料の返還）

第 8 条 既に納付した使用料は返還しない。ただし、特別の理由があるときはその全部又一部を返還することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 6 条関係）

施設占有使用料

施設名	使用区分		使用料金
芝生広場（2 面）	占有使用	1 面	最初の 1 時間 1,000 円 以降 1 時間毎に 500 円加算
手づくり庵（1 棟）	占有使用	1 棟	半日につき 1,500 円

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

玉丘史跡公園の占有的利用に際し、受益者負担の原則に基づき、新たに施設占有使用料を徴収するため、所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

① 施設占有使用料の設定

- ・芝生広場：1面につき最初の1時間1,000円、以降1時間毎に500円
- ・手作り庵：半日につき1,500円

② 使用料の減免及び返還についての規定の追加